

令和7年3月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

令和7年3月定例教育委員会付議議案 目次

第11号議案	専決処分の承認を求めることについて (教職員(小・中学校)の内申について)	1
第12号議案	不適切な事務処理による職員の処分について	2
第13号議案	臼杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の一部改正について	3
第14号議案	教育委員会事務局の人事異動について	4
第15号議案	令和7年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて	5
第16号議案	臼杵市総括学校安全衛生推進委員の委嘱について	6
第17号議案	臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について	7
第18号議案	臼杵市協育コーディネーターの委嘱について	9

第11号議案及び第12号議案は非公開のため削除

第13号議案

白杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の一部改正について

白杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和7年3月26日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

教育委員会告示第3号

白杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

白杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱（令和5年白杵市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

令和7年3月までに基本計画の策定が見込まれないことにより、検討委員会委員の任期延長を行いたい。

第14号議案

教育委員会事務局の人事異動について

教育委員会事務局の人事異動について、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第6号の規定に基づき議決を求める。

令和7年3月26日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

記

教育委員会事務局の人事異動について

令和7年4月1日付けで人事異動発令を次のように行う。

（異動内容別紙）

第15号議案

令和7年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて

令和7年度学校教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求める。

令和7年3月26日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

理 由

令和7年度臼杵市学校教育指導方針を定める必要があるため。

第16号議案

臼杵市総括学校安全衛生推進委員の委嘱について

臼杵市総括学校安全衛生推進委員（学校職員産業医）を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1第1項第16号の規定に基づき承認を求める。

令和7年3月26日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東 雅幸

臼杵市立学校職員安全衛生管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第7号）第9条の規定に基づき、下記の者に委嘱する。

記

臼杵市総括学校安全衛生推進委員（学校職員産業医）

氏 名	住 所	所 属	備 考
うえだ そう 植田 聡	大分市	植田内科クリニック	再任
おくつ ゆうき 奥津 悠輝	臼杵市	ゆうき皮ふ科クリニック	再任

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

理 由

臼杵市立学校職員安全衛生管理規程による学校職員産業医を委嘱し、総括安全衛生推進委員会を開催する必要があるため。

第17号議案

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

臼杵市教育委員会告示第4号

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部を改正する告示

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（平成30年臼杵市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「兼学校給食費納付確約書」を削る。

第6条第1項の表を次のように改める。

区分	8月以外の月	8月	備考
小学校児童	4,200円	1,200円	
中学校生徒	4,700円	1,350円	
小学校又は学校給食センターに勤務する職員	4,200円	1,200円	児童生徒分に係る物価高騰等に対する支援（以下「物価支援」という。）が学校給食会計に措置される場合には、当該物価支援の1人1月当たりに相当する額を加えた額とする。
中学校に勤務する職員	4,700円	1,350円	物価支援が学校給食会計に措置される場合には、当該物価支援の1人1月当たりに相当する額を加えた額とする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、物価支援が学校給食会計に措置される場合には、当該物価支援の1食当たりに相当する額を加えた額とする。

附則に次の1項を加える。

(令和7年4月1日以降に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関する特例)

3 第3条の規定にかかわらず、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者から、令和7年4月1日以降に実施する学校給食に係る学校給食費を徴収しないものとする。ただし、次の各号に該当する給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に関する給付

(2) 前1号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める学校給食費に関する給付

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係) 【別紙】

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

令和7年4月1日以降の児童・生徒の学校給食費無償化に伴い、学校給食費の徴収について要綱の一部改正を行う必要があるため。

第18号議案

臼杵市協育コーディネーターの委嘱について

臼杵市協育コーディネーターを委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和7年3月26日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市協育コーディネーター設置規則（平成29年臼杵市教育委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、下記の者に委嘱する。

記

臼杵市協育コーディネーター

	氏 名	住所	所 属 等	備 考
1	あんどう ひろのり 安藤 宏徳	臼杵市	学校支援（北ブロック）	再任
2	ながまつ たつや 永松 達也	臼杵市	学校支援（西ブロック）	再任
3	にいな ようこ 新名 葉子	臼杵市	学校支援（学校図書館）	再任
4	あんどう けんじ 安藤 謙二	臼杵市	学校支援（野津ブロック）	新任
5	くどう しのぶ 工藤 忍	臼杵市	家庭教育支援（幼保小中など）	再任
6	ひぐち てっし 樋口 哲司	臼杵市	学校支援（南ブロック）	再任
7	あだち まゆみ 足立 真由美	臼杵市	学校支援（東ブロック）	新任

8	あんどう 安藤 ちか 千佳	臼杵市	家庭教育支援（幼保小中など）	再任
---	---------------------	-----	----------------	----

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

理 由

臼杵市協育コーディネーターの任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるため。